

ウェルフェア イズ ラヴ

2024年10月24日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ ）

10月3日に介護保険法の施行規則などが一部改正されたことに伴い、介護サービス事業者が都道府県知事に報告すべき事項として、利用者の人権擁護、虐待防止の取り組み状況、身体的拘束の適正化に向けた取り組み、などが追加されたようですね。

正直なところ、当事業所代表は介護保険法の実務的な部分については、疎い部分も多く、充分につかみ切れていない部分も多いのですが…。

いずれにしても、利用者の人権擁護、虐待防止の取り組み、身体的拘束の適正化に向けた取り組みなどは、報告の有無に関わらず介護サービス事業者であれば当然に行うべきことだけれど、特に大切なことであるだけに、報告を課すことで、各介護サービス事業者がより一層徹底して行うようになれば、それはひいては要介護者の利益に繋がる。

大切に、異議のある改正と考えます。

スタッフのヒトリゴト

今週は身体のメンテナンス週間でした。まず、一昨日は毎週受けている訪問リハビリ。昨日は、そのリハビリ絡みの月1回の訪問診療。そして今日は、自治体から案内のあった、結核・肺がん集団検診を受けてきました。

当事業所代表ももう40歳を過ぎているので、心身のメンテナンスはこれまで以上に意識的に取り組んでいきたいものです。

集団検診での、保健師さんたちのサポート、本当に助かりましたし、ステキな「合理的配慮」でした☆

LOVE のラブラブな実践

先日、障害福祉サービスの報酬改定の影響で、経営維持が困難になった就労継続支援 A 型事業所が多く、結果、解雇された障害者が大勢発生しているというドキュメンタリー番組が放送されていました。

取材された多くの A 型事業所の経営者は、「国のやり方が酷い」と強く非難されていましたが…。当事業所代表は違和感を禁じ得ませんでした。

確かに、「あまりに極端」とは感じます。とはいえ、黒字経営の事業所を評価し報酬を手厚くし、赤字経営の事業所の評価と報酬を下げることの、どこが酷いのでしょうか…。普通のことではないですか？

福祉であろうが何であろうが、経営しているのであれば死に物狂いで経営するのが当然ではないでしょうか。現に、業務内容を他事業所と差別化することで、経営を安定（黒字に）させている事業所もありましたし、国からの報酬額を多く受け取るために、「B 型」という別の事業形態に転換したけれど、「利用者の給与を下げることはできない」と、事業者が持ち出しで利用者の給与を維持されている事業者もありました。

就労支援事業所に限らず、福祉業界で経営状態が芳しくない事業者は多いと思いますが、それを嘆いている経営者の方は、事業所が閉所している時間や自分の勤務が当たっていない時間に、アルバイト等されていますか？経営者や労基法が適用されない経営者と一体とみなされる職員等は自事業所に寄付をされていますか？無理を承知の上で、従業員に自事業所への寄付をお願いしてみましたか？経営者等の報酬が最低賃金より高いなんてことはありませんよね？「経営努力」って、そういうことだと、当事業所代表は思います。

県内の福祉イベント案内 他♪

11月2日（土）に、ひきこもり支援に関する公開講座「ひきこもり×8050 問題～今と親なき後への備えに大切な 3 つのこと～」が、高松市内で開催されます。当事業所代表も聴講させて頂く予定です。支援関係者でなくとも、関心のある方ならどなたでも参加可能とのことですので、宜しければ是非ご参加下さい。読者の皆様と一緒に学びを深めることができれば、嬉しく思います。なお、10月27日（日）は切となっていますが、もしも定員に満たない場合は切後も参加を受け付ける場合があるとのこと。詳細は以下より。

<https://hitotoco.or.jp/seminar202411/>

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町 1562 番地 伏石ハイツ第 1 201 号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎！！

来週号も乞うご期待♡